

令和4年9月5日招集

第3回室蘭市議会定例会

議案

令和4年9月5日招集 第3回室蘭市議会定例会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	令和4年度室蘭市一般会計補正予算(第5号)
議案第2号	令和4年度室蘭市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第3号	室蘭市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件
議案第4号	室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例中一部改正の件
議案第5号	市立室蘭総合病院の任期付職員の採用に関する条例制定の件
議案第6号	市立室蘭総合病院看護師奨学資金貸付条例中一部改正の件
認定第1号	令和3年度室蘭市一般会計歳入歳出決算
認定第2号	令和3年度室蘭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第3号	令和3年度室蘭市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定第4号	令和3年度室蘭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第5号	令和3年度室蘭市水道事業会計決算
認定第6号	令和3年度室蘭市工業用水道事業会計決算
認定第7号	令和3年度室蘭市病院事業会計決算
認定第8号	令和3年度室蘭市公設地方卸売市場事業会計決算
認定第9号	令和3年度室蘭市港湾整備事業会計決算
認定第10号	令和3年度室蘭市下水道事業会計決算

令和 4 年度室蘭市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 1 , 0 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 , 5 0 0 , 9 6 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,138,439	91,752	9,230,191
	4 交付金	1,932,188	91,752	2,023,940
16 道支出金		2,579,199	56,662	2,635,861
	2 道補助金	221,205	49,842	271,047
	4 交付金	148,441	6,820	155,261
19 繰入金		483,876	120,344	604,220
	1 基金繰入金	483,876	120,344	604,220
20 繰越金		70,516	42,327	112,843
	1 繰越金	70,516	42,327	112,843
歳 入	合 計	43,189,877	311,085	43,500,962

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,070,721	304,265	4,374,986
	1 総務管理費	3,314,279	42,327	3,356,606
	10 新型コロナウイルス感 染症対策事業費	569,533	261,938	831,471
3 民生費		12,377,071	6,820	12,383,891
	4 老人福祉費	271,498	6,820	278,318
歳 出	合 計	43,189,877	311,085	43,500,962

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,138,439	91,752	9,230,191
16 道支出金	2,579,199	56,662	2,635,861
19 繰入金	483,876	120,344	604,220
20 繰越金	70,516	42,327	112,843
歳入合計	43,189,877	311,085	43,500,962

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,070,721	304,265	4,374,986
3 民生費	12,377,071	6,820	12,383,891
歳出合計	43,189,877	311,085	43,500,962

(単位：千円)

補正額の財源				内訳
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
91,752	49,842		120,344	42,327
	6,820			
91,752	56,662		120,344	42,327

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	9,138,439	91,752	9,230,191
4 交付金	1,932,188	91,752	2,023,940
22 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	503,271	91,752	595,023
16 道支出金	2,579,199	56,662	2,635,861
2 道補助金	221,205	49,842	271,047
1 総務費道補助金	4,659	49,842	54,501
4 交付金	148,441	6,820	155,261
2 民生費交付金	82,997	6,820	89,817
19 繰入金	483,876	120,344	604,220
1 基金繰入金	483,876	120,344	604,220
(既定2目を3目とし、以下順次繰り下げる)			
2 財政調整基金繰入金	0	120,344	120,344
20 繰越金	70,516	42,327	112,843
1 繰越金	70,516	42,327	112,843
1 繰越金	70,516	42,327	112,843

一般会計

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	91,752	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	91,752
4 新型コロナ ウイルス感 染症対策事 業費補助金	49,842	高齢者世帯等生活支援事業費補助金	49,842
4 老人福祉費 交付金	6,820	介護サービス提供基盤等整備事業費交付金	6,820
1 財政調整基 金繰入金	120,344	財政調整基金繰入金	120,344
1 繰越金	42,327	前年度繰越金	42,327

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	4,070,721	304,265	4,374,986	261,938	42,327
1 総務管理費	3,314,279	42,327	3,356,606		42,327
1 一般管理費	190,051	42,327	232,378		42,327
10 新型コロナウイルス感染症対策事業費	569,533	261,938	831,471	261,938	
1 新型コロナウイルス感染症対策事業費	569,533	261,938	831,471	国庫支出金 91,752 道支出金 49,842 基金繰入金 120,344	
3 民生費	12,377,071	6,820	12,383,891	6,820	
4 老人福祉費	271,498	6,820	278,318	6,820	
1 老人福祉総務費	271,498	6,820	278,318	道支出金 6,820	

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利子 及び割引料	42,327	税及び税外還付金	42,327
1 報酬	650	原油価格・物価高騰等対策事業費	261,938
4 共済費	104	高齢者世帯等生活支援給付金給付事業費	115,490
8 旅費	68	むろらん子育て応援給付金給付事業費	146,448
10 需用費	491		
11 役務費	6,495		
18 負担金補助 及び交付金	254,130		
18 負担金補助 及び交付金	6,820	介護サービス提供基盤等整備事業費	6,820
		認知症高齢者グループホーム感染症対策事業費補助金	3,410
		小規模多機能型居宅介護事業所感染症対策事業費補助金	3,410

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(805) 511	627,683	1,890,117	1,393,617	3,911,417	783,215	4,694,632	
補正前	(803) 511	627,033	1,890,117	1,393,617	3,910,767	783,111	4,693,878	
比 較	(2)	650			650	104	754	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	511	1,890,117	1,354,645	3,244,762	664,418	3,909,180	
補正前	511	1,890,117	1,354,645	3,244,762	664,418	3,909,180	
比 較							

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	期末手当	計			
補正後	(805)	627,683	38,972	666,655	118,797	785,452	
補正前	(803)	627,033	38,972	666,005	118,693	784,698	
比 較	(2)	650		650	104	754	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

令和 4 年度室蘭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度室蘭市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 7 9 3, 2 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	920	921
	1 繰越金	1	920	921
歳 入 合 計		7,792,375	920	7,793,295

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		2,001	920	2,921
	1 償還金及び還付加算金	2,001	920	2,921
歳 出 合 計		7,792,375	920	7,793,295

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	1	920	921
歳入合計	7,792,375	920	7,793,295

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	2,001	920	2,921
歳出合計	7,792,375	920	7,793,295

2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	1	920	921
1 繰越金	1	920	921
1 繰越金	1	920	921

介護保険特別会計

3 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 諸支出金	2,001	920	2,921	920	
1 償還金及び還付加算 金	2,001	920	2,921	920	
2 償還金	1	920	921	繰越金 920	

介護保険特別会計

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			
国庫支出金	道支出金	地方債	その他
			920
			920

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	920	前年度繰越金 920

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金 及び割引料	920	返還金 920

室蘭市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件

室蘭市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和4年9月5日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「出生後8週間以内」を「出生の日から第5条の2に規定する期間内」に、「当該子の出生日から起算して8週間と」を「当該期間の末日から」に、「あつては2歳」を「あつては当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）
（当該子について当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）
において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第3条第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げ

る場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第5条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条の2中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第5条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲

げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に該当する場合)」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条第2号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の初日とする育児休業をしようとする場合
第3条の2に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され」を「当該任期を更新され」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。
第5条の次に次の1条を加える。

(人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第5条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第12条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第5条（第5号に係る部分に限る。）及び第12条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤職員の1歳以降の子の育児休業について、期間途中での夫婦交替での取得を可能とするよう改正するほか、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例中一部改正の件

室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正したい。

令和4年9月5日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「及び高確法第67条第1項第2号」を「並びに高確法第67条第1項第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、対象者を改めたいので、本案を提出する。

市立室蘭総合病院の任期付職員の採用に関する条例制定の件

市立室蘭総合病院の任期付職員の採用に関する条例を次のように制定したい。

令和4年9月5日提出

室蘭市長 青山 剛

市立室蘭総合病院の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項及び第7条第1項の規定に基づき、市立室蘭総合病院職員（以下「職員」という。）の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専

門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 管理者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市立室蘭総合病院職員の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めたいので、本案を提出する。

市立室蘭総合病院看護師奨学資金貸付条例中一部改正の件

市立室蘭総合病院看護師奨学資金貸付条例の一部を次のように改正したい。

令和4年9月5日提出

室蘭市長 青山 剛

市立室蘭総合病院看護師奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

市立室蘭総合病院看護師奨学資金貸付条例（平成22年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「月額50,000円」を「管理者が別に定める金額」に改める。

第7条第1号中「奨学資金の貸付けを受けた期間」を「貸付けを受けた奨学資金の額に応じて管理者が別に定める期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を受けた者に係る第3条第1項及び第7条第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例の施行の日前においても、施行の日以後の貸付けに係る申請その他改正後の条例を施行するために必要な準備行為をすることができる。

（提案理由）

奨学資金の金額及び当該奨学資金の償還を免除する勤務期間について改正したいので、本案を提出する。